

議案第34号

訴えの提起について

佐倉市は、次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 事件名

損害賠償請求事件

2 訴えの相手方

(1) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

● ● ● ●

(2) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

● ● ● ●

3 訴えの要旨

(1) 相手方らは、佐倉市に対し、各自、金1億2,884万9,500円及びこれに対する令和3年5月28日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 相手方らは、佐倉市に対し、各自、金1億5,995万6,760円を支払え。

(3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。

4 訴訟追行の方針

第1審の結果、必要がある場合は上訴する。

令和3年8月23日提出

佐倉市長 西 田 三十五